

# 一般財団法人鹿児島県教職員互助組合広告事業実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人鹿児島県教職員互助組合（以下「互助組合」という。）が発行する印刷物、ホームページ等（以下「媒体」という。）に、民間事業者等の広告を表示し、その対価として広告料金を徴収する収益型広告事業及び民間事業者等から広告表示の対価として物品や役務の提供を受ける提携型広告事業（以下「広告事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 広告事業は媒体の有効活用を図るほか、広告の表示を希望するもの（以下「広告主」という。）に優良な広告媒体を提供することにより、互助組合の財源確保又は経費削減を行い、組合員サービスの向上に寄与するとともに、広告主に事業展開の機会を提供することを目的とする。

## (対象範囲等)

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告事業の対象としない。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則または互助組合の定款、運営規則に違反するもの
  - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
  - (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
  - (4) 政治性又は宗教性のあるもの
  - (5) 社会問題その他についての主義又は主張にあたるもの
  - (6) 当該広告の内容について、互助組合が推奨している等、組合員の誤解を招くもの又はそのおそれがあるもの
  - (7) その他、広告として表示することが適当でないと認められるもの
- 2 次の各号に掲げる業種又は業者に係る広告は表示することができない。
- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規制されるもの
  - (2) 消費者金融に係るもの
  - (3) たばこに係るもの
  - (4) ギャンブルに係るもの
  - (5) 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
  - (6) その他、広告を表示する業種又は業者として適当でないと認められるもの
- 3 次の各号に掲げる者は、広告主としないことができる。
- (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則または互助組合の定款、運営規則に違反したるもの
  - (2) 互助組合から取引停止等の措置を受けているもの

## (募集方法等)

第4条 広告事業の募集方法、予定価格及び選定方法等は、必要に応じて、媒体ごとに別に定める。

## (広告主の責務)

第5条 広告主は、掲載する広告に関する一切の責任を負うものとし、第三者からの苦情又は被害の申立て若しくは損害賠償の請求があったときは、自らの責任で解決しなければならない。

- 2 広告内容等が虚偽であることが判明した場合又は第3条第3項の規程より広告主としない決定をした場合は、広告の表示を中止するものとし、広告の中止に伴い生じる経費は広告主が負担する。ただし、広告主の責めに帰すことができない事由により、広告掲載を中止し、又は広告掲載に係る契約を解除した時は、この限りではない。

(広告掲載料の返還)

第6条 既に納付した広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰すことのできない事由により、広告掲載を中止し、または広告掲載に係る契約を解除した時は、この限りではない。

(審査機関)

第7条 広告内容等の可否を審査するため、広告審査会を設置する。

- 2 審査会は、事業財政検討委員会をもってこれにあて、事業財政検討委員会の委員をもって構成し、専務理事を委員長とする。
- 3 前項に定めるものの他、広告媒体及び審査する広告の内容に応じて、専務理事が必要と認める職員を臨時の委員として加えることができる。

(会議)

第8条 審査会の会議は広告掲載等の可否について疑義が生じるなど媒体を所管する部が開催を求めたとき及び専務理事が必要と認めたときに開催する。

- 2 審査会の会議は専務理事を議長とする。
- 3 審査会の議事は過半数をもって決する。
- 4 専務理事は必要があると認めるときは審査会の会議に関係者等の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は総務部の所管とする。

附 則

この要綱は2015年(平成27年)4月1日から実施する